

平成29年
4月1日～

消費税の軽減税率制度が導入されます

平成28年4月
国 税 庁

軽減税率制度のポイント

軽減税率制度の導入時期	平成29年4月1日（消費税率の引き上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率（注）2.2%） 軽減税率は 8%（消費税率6.24%、地方消費税率（注）1.76%）（注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 種類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくことになります。 ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等（注1）の保存」ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（注2）の保存が要件となります。 （注1）「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 （注2）「区分記載請求書等」といいます。平成33年4月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件になります。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

《軽減税率制度へ対応するための中小企業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジ導入・電子的な受発注システムの改修等の支援（注）

※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

2. 中小企業団体等の小売業者への周知や対応サポート体制の整備

※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

山形県工業会 平成28年度 通常総会開催

5月12日（木）、山形市「ホテルメトロポリタン山形」において、山形県工業会（会長・㈱タカハタ電子 代表取締役 安房毅・会員数124社）平成28年度通常総会が開催され、来賓、会員等を含めて52名が出席した。

来賓を代表して吉村美栄子知事が祝辞を述べた後、審議に入り、全議案が原案どおり可決決定された。

役員改選では安房会長が再任。副会長は、NECパーソナルコンピュータ㈱ 執行役員 小野寺忠司 氏が退任し、新たにフジクラ電装㈱ 特別顧問 長谷川健 氏が選出された。松村英一氏、庄司和敏 氏、秋山周三 氏、齋藤豊氏の各副会長は再任となった。

今年度の事業計画では、28年度は山形大学工学部と協力し、AO入試の学生らを対象に県内企業視察や経営者の講和といった特別セミナーのほか、県内産業について理解を深めてもらう説明会を開催する。さらに、ものづくりに関する国、県の補助事業を会員に周知し、事業活動の推進を支援。山形県と連携を強化するため施策や産業界の状況などについて情報交換を実施していく。



平成27年度 中小企業組合検定試験合格者

田中 妙子 氏

（山形県医師会協同組合）

平成27年12月6日に実施された、平成27年度中小企業組合検定試験（全国21都市22会場で「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目実施）の合格者が発表されました。本県合格者ををご紹介します。

中小企業組合士って？

中小企業組合（事業協同組合、企業組合、商工組合やこれらの組合の連合会）の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度です。現在、全国で3,110名（平成27年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工中金等それぞれの分野において活躍しています。